



THE SUGGESTION

提 言

中小企業組合総合研究所機関紙

3月1日

第206号(2023年)

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受け付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

発行所

一般社団法人 中小企業組合総合研究所

〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F

電話 06-6328-5577 FAX 06-6328-5588

URL <http://www.kumiaisouken.com/>

現在の支部幹部の何が問題か

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(関生支部)が揺れている

関生再生委員会代表 武建一

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(関生支部)が揺れている。昨年の大会で「世代交代」を唱えて、事実上クーデター的手法を用いて武建二氏を排除した現執行部だが、今春闘でも明確な方針を示せず、組合員の脱退も続いている。変質した執行部に乗っ取られた関生支部再建のために、労組幹部が守るべき指針をここに示す。

「戦術は水の如し」であり、現在の関生支部幹部には「やられたらやり返す」という関生精神が崩れている。

大阪広域生コンクリート協同組合は、長年労使が協力して「生コン産業政策運動」を推進してきた生コン企業に、「関生支部との関係の遮断」を強要した。具体的には、関生関連生コン会社への割り付け停止、輸送会社への輸送業務停止、日々雇

用労働者の手配停止を大限利用し、大阪広域協

組幹部による割り付け差別などで個別利益を最優先し、生コン業界の事など考えていない。これ

の対決が必要である。

2018年からの弾圧が始まってから、不当労働行為の抑止効果である、

幹部活動「14の指針」とは

支部の組織強化において欠かさないのが、幹部の進退を考えることが求められる。

幹部の資質とは

重要な14項目

13回関生支部執行委員会」において確認されている幹部活動の資質について、これを共有し、活動の指針とするために載録する。

指針は自己チェック、相互チェックにより各人を高めるものであり、各人各項目これを遵守して実践すること。そして、この指針に著しく反することを繰り返す幹部は自らの

【訃報】

謹んでお悔み申しあげます

東京大学名誉教授

伊藤 誠氏 死去



日本学士院のホームページから

東京大学名誉教授で「変革のアソシエ」共同代表を務められた伊藤誠氏が、2月7日に死去されました。86歳。ここに謹ん

で哀悼の意を表します。

伊藤氏は東京都出身。マルクス経済学研究の代表的理論家として、海外でも評価されていました。主な著書に『信用と恐慌』『価値と資本の理論』『マルクスの思想と理論』など多数あります。

「提言」にも多数寄稿いただき、その中で新自由主義への危機感を強く訴え、また健全な協同組合の育成や労働運動への期待を熱く口にされていました。また、

「変革のアソシエ」では、大企業中心の世の中を変えなければいけないという批判的知性で研究を行なっておられました。

③「敵対的対立矛盾」は

闘いによって解決し、「内部的対立矛盾」は話し合

いで解決すること。

④約束に責任を持ち、時

間は守る。整理整頓を率先して行なうこと。

⑤その場限りの発言で、責任を負わないことは仲間

間の不信を買い、組織の地位を下げることになる。

⑥仲間を思いやることを

大切にすること。ただし幹部は「御用聞き」ではないの

で、組織運営の原則は堅持し、人気取りの役職で

はないので、方針を実践するにあたっては、時に嫌

なことも言える姿勢が求められる。互いに高める努

力をする。

⑦資本と権力に対しては

妥協なく闘う勇気を持つこと。仲間同士の対立矛盾は話し合

いで解決すること。

⑧功績をあげても名誉

を求めない。成果は仲間から先に得るものである

観点を貫くこと。

⑨敗北しても責任を他

に転嫁しない。言い訳をせず、自己批判の精神を

持つことにより、自らを高める挑戦心を持つこと。

⑩幹部である誇りを持ち、

恥の心を大切にすること。

⑪自主性、主体性を確立

し、指示待ちスタイルでなく、想像力と創造力を発

揮して、仲間の模範となること。

⑫自己犠牲をいとわず役

職に専念する。やがて威

力を失う。

四季折々

ウクライナ戦争は一年を経過したが終る目途が立っていない。

この戦争を報道で見る限りロシアによるウクライナ領土のロシア化、それに対するウクライナ人民の反撃と見える。しかしアメリカが主導し、「プーチン独裁」と民主主義勢力の闘い」として、ヨーロッパ、日本が賛同してウクライナへの武器支援、ロシアへの経済制裁の強化である。その一方このウクライナ戦争を最大限利用して、各国の軍事予算の増額、日本政府に至っては「敵基地反撃能力」、防衛予算をGDP比1%以内から2%(年間10兆円以上)を実行しようとしている。

そして、憲法9条の改悪である。これは、戦前と同じく隣国への侵略戦争準備であり、軍国日本への歴史的転換である。アメリカは「台湾有事」を煽り、アメリカの優位性確保のため、中国と日本を戦争に引きずり込もうとしている。日本の自衛隊の参戦を求めているのがアメリカであり、この作戦に同調しているのが岸田政権である。「台湾有事」とは日本が戦場になる事である。日本には54基の原子力発電所があり、戦争になるとそれが狙われる。そうになると日本列島には人が住めなくなるのである。

戦前は天皇を頭にしていた支配構造で、今はアメリカを頭にしていた支配構造だ。このまま進むと、日本は確実に戦争に進む事になる。今、これだけのことが問われている。支配者は少数であり、世論操作等により少数者が支配する構造であるが、多数が共通課題で団結し、行動すれば、勝利するのである。希望を持って闘う時だ。

2015年10月8日
第13回関生支部執行委員会確認。

この方針のもと自己批判、相互批判を繰り返し組合員との信頼の絆を強くする。質の高い団結力を確保する。

（武建一）

弁護側陳述で明らかにする

連帯労組関生支部の運動の正当性

労働組合は決して反社ではない

京都事件

【前号からの続き】全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）への権力弾圧（京都事件）をめぐる第14回公判が、2022年12月22日、京都地方裁判所（京都市中京区）で開かれ、弁護人側の位田浩弁護士は関生支部の運動の正当性を浮き彫りにするために、関生支部の前委員長である武建二氏の著書から引用して、労働組合が今まで果たして来た役割や成果、そして決して反社会的組織ではないという事を約二時間にわたって切実に訴えた。今号では武氏が保釈された2020年以降の著書からの引用である。

なぜ私は逮捕されたのか

『武建二が語る 大資本はなぜ私たちを恐れるのか』から

2018年8月28日の副委員長の湯川君と執行早朝、私は恐喝未遂の容疑で逮捕されました。他に容疑で逮捕されています。



京都地方裁判所

大勢の人間がなだれ込んでくる感じの荒っぽい足音です。私服の刑事たちでした。彼らは私の部屋に入るなり、滋賀県警の捜査員であると名乗りました。そのうちひとり

もしかしたら自分の身辺に何か起きるかもしれないといった不安も、予測も、その時点までまったくありませんでした。私はいつも朝の6時半過ぎには大阪市内の組合事務所に入ります。もと

通常の営業活動が事件化された

その前月（2018年7月）、前出記事のなかにも登場する湖東生コン協同組合の理事長・副理事長らが、やはり恐喝未遂で逮捕されています。滋賀県東近江市で清涼飲料水メーカーの倉庫建設工事を受注したゼネ

この日も6時に事務所に入り、いつものように事務所3階の執務室で書類の整理から始めました。机に向かって15分も経過した頃でしょうか、突然に階下から足音が響いてきました。ドドドドッ。

「ほら、逮捕状が出ています」と、私の目前で一枚の紙片を掲げます。「恐喝未遂容疑」。まったく想像したことがない容疑でした。その場ですぐに手錠をはめられました。長い勾留生活はそこから始まったのです。



適正価格収受を求めて(2010年・危機突破総決起集会)

私たちが関生支部は、生コン業者が協同組合を組織することを積極的に支援してきました。湖東生コン協同組合とも長きにわたって協力関係にありました。業界で働く労働者のためでもあり、同時にそれは業界全体の利益になると考えているからです。もちろん品質と安全性を考慮すれば、消費者の利益にもつながります。

法令順守を求める活動がなぜ恐喝未遂に

安値で仕上げようとすると、現場では、何らかの問題があることは、これまでの事例から見ても明らかです。当然ながら、いくつもの法令違反が発見されました。たとえばフジタの工事現場では、その場で処理すべき汚水や汚泥が側溝に流れ込んでいました。これは近隣に環境破壊をもたらす重大な法令違反です。これをフジタに指摘し、是正を申し入れました。水源として知られる琵琶湖を抱えた滋賀県であれば、なおさら重要な指摘であつたと思います。こうした活動を私たち関生支部

では「コンプライアンス（法令順守）活動」と呼んでいます。警察側は、協同組合から生コンを購入してもらうための営業活動と、コンプライアンスを順守するよう働きかけたことを「恐喝未遂」だとし、事件をつくりあげたわけです。

大企業と権力が恐れた、労働運動と中小企業の結びつき

日本の建設産業は典型的な多重構造で、下請け、孫請けと進むほどに待遇も環境も劣化します。いわば、分断政策によって、弱い立場にある者ほど搾取される仕組みとなつていくのです。労働組合は待遇改善を勝ち取りながらも、業界全体の利益を考え、苦しんでいる中小企業と手を携えて、大企業の支配と闘っていかなくてはなりません。

大企業も権力側も、搾取しやすい構造が壊されることを恐れているのです。労働運動と中小企業

が手を結び、闘うことを、何があっても阻止したいと考えているのです。そのため用いられたのが国策捜査なのでしょう。

大阪広域協が約束を反故にし、そのためのストライキなのに

2018年11月、今度は威力業務妨害で逮捕されます。その背景について説明しましょう。

(3面へ続く)

【京都事件とは】「ベストライナー事件」「近畿生コン事件」「加茂生コン事件」の3つの事件を併合したものである。京都のトラック運転手が関生支部を通じて勤め先に対して、正社員化や子どもを保育園に入れるための就労証明書を求めたことが「強要未遂」にあたるとして、交渉にあつた労働組合員らが逮捕された。働き手にとって当たり前とも思える正社員化要求や就労証明書の要求を、「強要」や「強要未遂」と事件化して印象づけることによつて、「関生は反社会集団」というレッテルを貼るつとしてい

(2面から)

その前年(2017年)の12月、関生支部は全港湾(全日本港湾労働組合)大阪支部とともに、近畿一円で無期限ストライキを実施しました。生コンのミキサー車1000台が止まるという大規模ストライキです。

大阪広域協設立に大きく関わった関生支部

先ほど、労働組合と協同組合はともに協力して業界健全化のために闘っている」と述べました。我々にとつて協同組合は重要なパートナーです。しかも大阪広域協組の設立には、関生支部も大きく関わっています。というよりも、関生支部が音頭を取って設立されたといつても過言ではありません。

ここで2015年の生コン業者の大同団結についてふれておきます。生コン業者の大同団結で、大阪広域協組は大阪府下において、ほぼ100%の組織率を達成しました。

府内にはそれまで大阪広域協以外には、阪神地区生コン協同組合、大阪レイディーミクス協同組合、さらには協同組合に所属しないアウト業者の勢力がありました。しかし不当な競争を避け、業界の安定化を図るために関生支部も協力し、これらが大阪広域協組に加入するよう働きかけました。

この年(2015年)、組織統合が実現しました。それまで乱売合戦によって1mあたり1万円を割っていた生コン価格は、これによって同年1万1800円にまで回復します。

さらに2017年にはなんと1万5800円にまで上昇しました。関西の生コン業者はかつてない大幅な利益を計上することになりました。今日では1mあたり平均して2万1800円まで上昇しています。

協同組合の変質

ところが大阪広域協組はいつこうに約束した労働協定を履行しようとしなかった。前述したとおり、京都、奈良、和歌山の協同組合は要求受け入れを表明しましたが、大阪だけが唯一、私たちの声を無視するのです。それどころか、これまでの協力関係から掌を返したように、関生支部の「排除」を主張するようになりました。

大阪広域協組がなぜ「関生排除」を言い出すようになったのか。大阪広域協組の体質が変化したからです。背景には、協同組合と労働組合の「共同関係」を嫌う大手セメントメーカーなどの圧力があつたと思います。

ストは憲法で保障された労働者の権利

考えてもみてください。業界が潤った。労働組合の協力もあり、不当ダンピングもなくなった。これに対し、増収分を人件費に回したり、労働環境の改善に費やすのは当たり前のことです。私たちはそれを主張し、協同組合もそれに同意した。にもかかわらず、後になって約束を反故にしたわけです。

約束不履行に対して労働組合がストライキで応じるのは当然の権利ではないですか。憲法28条は労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権(いわゆる労働三権)を保障しています。そのうえ労働組合法では、ストライキなどの団体行動権の行使は刑事罰の対象にしないと定められています。にもかかわらず、このゼネストが威力業務妨害だとされてしまったわけです。

関生は産別労働組合

警察などは、私たちがストライキ協力の要請を行なったセメント出荷基地での行動に関しては、「労働関係がないにもかかわらず出荷を妨害した」としています。関生支部と全港湾大阪支部が呼びかけ、実施したのはゼネラルストライキです。関

生支部は関西の生コン業界を横断的に組織する産別労働組合(産別労働組)ですから、すべての工場でストライキに協力を働きかけるのも当然です。

こうした団体行動はすでに20年以上も前から行なってきましたし、実際、多くの生コン工場や出荷基地ではこうした活動に協力的でした。

産別労働組は業界全体のために活動します。企業の枠を乗り越え、企業間の問題を解決します。個別の企業に問題があつても、業界内の労働全体で対応します。たとえひとりの不利益であっても、それは全体の不利益に繋がるという考え方は労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権(いわゆる労働三権)を保障しています。いわゆる「企業別組合」だけでは解決できないこともあるので

労組への懐柔工作も

さて、問題はゼネラルストライキが始まった時、2017年末に生じます。広域協組は労組連合体への切り崩しに着手しました。執行部は生コン産労、建交労関西支部、U A関西セメント労組の3組合を呼び出し、ストへの不参加、関生支部との共闘解消を約束させました。広域協組は加盟業者のみならず、労組をも恫喝、あるいは懐柔し、配下に収めたわけです。労組



恐喝事件への無罪判決を受けて、大阪地裁前で支援者に挨拶を行なう武建一氏(2021年)

回も逮捕が繰り返されました。

しかも許しがたいことに、警察・検察は多くの組合員に長期勾留を強いました。黙秘や認否をしないと保釈も認めない。前述した人質司法の犠牲となつたのです。

そのうえ多くの組合員は取り調べにおいて、労組からの脱退を迫られています。ある組合員は逮捕された警察署で「組合をやめればよい方法を考えて」「子どものためにもやめたほうがいい」などと繰り返しの「説得」を受けました。

もちろん検察も同様です。「組合活動を続けていたらまた逮捕されることになる」といった脅しを受けた組合員もいます。こうした権力側から脱退工作に耐えきれず、関生支部を離れてしまった仲間もいます。あるいは逮捕や弾圧への恐怖、職場での脅し、業界全体の関生排除によって、けつして少なくはない組合員が辞めていきました。

一連の弾圧でトクをしたのは誰か

しかし、これによっていったい誰がトクをしたのでしょうか。協同組合は強権支配され、本来の理念から遠ざかる一方です。強力なカウンターパートナーである関生支部が(4面へ続く)



セメント生コン関連6労組共闘発足調印式(2015年)

(3面から)弾圧されたことで、協組の腐敗を追及できる勢力も弱まってしまいました。経営者の中にはこうした事態を批判的に見ている人も少なくありませんが、報復を恐れていまは何も動くことができません。

関生支部なくして、生コンの市況維持に力を発揮できる勢力もありません。生コンの品質向上、労働環境の安全性向上、労働者の待遇向上に務める労組もありません。いま、関西の生コン業界では私たちが弾圧されて以降、労働者の賃金が減少したほか、非正規雇用の割合も増えています。本当の意味で喜んでいるのは、労働運動の力を弱めたいと願っている国や政権だけではないのでしょうか。

動なのです。統一要求、統一交渉、統一妥結、統一行動がその原則です。だからこそ多くの労働者から頼られ求められる関生支部として成長したのです。

日本の産業構造は下請け、重層的な下請けと分断されていますが、日本の経済と産業を支えているのは中小企業です。その中小企業が大企業の収奪と闘うため関生支部と中小企業が協力・連携しているのです。これは憲法第28条による合法的権利の行使です。なり振

■私たちの労組—— 関西生コンへの権力弾圧との闘い

『わだつみのこえ No.15』から

なぜ関生支部は狙われるのか

関生支部は1970年代から「不況は資本の力が弱くなるのでチャンスだ」として闘い成果を上げました。1980年代に入ると、工業組合、協同組合との集団交渉を実現し、産業別賃金、産業別雇用、産業別福祉各制度を実現しました。これを当時の大槻文平・日経連会長が「関生型運動は資本主義の根幹に触れる運動だ」「箱根の山は越えさせない」と主張するなど大企業が恐れたのです。

今回は近畿二府四県(大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山)の各協同組合と関生支部により協力・連携関係が確立し、

生コン価格の引き上げとセメント価格の値上げ阻止活動が大きく前進したその時の弾圧です。

生コンクリート業者は資本金1億円以下、働いている人は20人前後の中小企業です。取引相手はゼネコン(大手建設会社とセメントメーカー)で、いずれも大企業です。個社の取引では買叩かれ、メーカーからは万的に値上げをされるのです。ですから業者同士の団結と労働組合との協力・連携が必要条件なのです。これを分断しようとするのが大企業と権力の狙いなのです。又、労働組合を企業別に分断する手法は戦後から今日まで一貫した大企業の労働政策なのです。これを許さないのが関生の産業別労働運

反撃は全国に広がって行きます

私たちの組合は大きな打撃を受けましたが、全国の仲間を支えられながら、労働委員会では10件の勝利命令を獲得し、不当解雇の仲間1名を現職復帰させるなど成果を得ています。

我々が支えた協同組合は変質して、元暴力団員と宇部資本に乗っ取られ、組合員のいる会社には仕事を割付しない、そして交渉に応じないよう各社に圧力をかけていますが、これは独禁法違反と労働組合法違反です。これらの違憲行為を改める闘い、組合の再建に全力をつくしています。

今回の近畿二府四県(大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山)の各協同組合と関生支部により協力・連携関係が確立し、

徴用工被害者らの意思を踏みにじる 戦犯企業を免罪する「賠償肩代わり案」に強い反発

第二次世界大戦中、日本政府は戦争の長期化による労働力不足を補うため、統治下にあった中国や朝鮮から労働者動員を行なった。日本へ連れてこられた中国や朝鮮半島出身者は、炭鉱や鉱山、土木工事現場など過酷な労働現場に配置され、職場でのリンチや食糧不足、賃金の未払いもあったとする証言も残っている。

戦後、現地の複数の日本企業を相手に多くの元労働者が訴訟を起こした。いわゆる「徴用工訴訟問題」だ。

2018年11月29日、韓国大法院(最高裁判所)に相当)は三菱重工業に對して、第二次世界大戦中に同社の軍需工場で労働を強制された韓国人の元徴用工らに対する賠償支払いを命じる判決を下した。大法院は同年10月にも新日鉄住金に對して、韓国人元労働者への賠償を命じる判決を確定させている。

徴用工への補償について韓国政府は、「1965年の日韓請求権協定で解決済み」としてきたが、大法院は「日韓請求権協

定させている。韓国政府は、「1965年の日韓請求権協定で解決済み」としてきたが、大法院は「日韓請求権協



三菱重工業に謝罪と補償を求めた原告の元徴用工

的な「呼応」を期待する内容であった。

これに對し、「4・19文化院」6・15共同宣言集所である大法院が戦犯企業(三菱等、日本の被告企業)に對して賠償命令を下したにも関わらず、該当企業は判決から5年経っても鼻であしらっている。強調するが、日本の被告企業は大韓民国裁判所の判決に従って賠償命令を早急に履行すべき対象であり、「誠意をねだったり「呼応」をお願いする対象ではない。韓国政府がこのように一般常識から逸脱した土下座外交を広げると、日本政府はもう一段そっくり返って、この際にと求償権の放棄覚書まで要求しているとんでもない状況である。すなわち追って、被告の日本企業に賠償金返還を要求しないことを保障せよというのだ。開いた口が塞がらない。債務者が債権者に債権放棄覚書を要求しているのである。どうして大韓民国の外

「被害者を辱める物乞い外交」を中断せよ！ 尹錫悦政権への抗議記者会見(日本語訳・抜粋)

尹錫悦(ユウ・シギョル)のか？一体、尹錫悦政権は政府の対日低姿勢外交が、どんな無様な姿をさらしている。加害者がひざまずいて謝っても足りないのに、無茶苦茶なことに加害国の責任を、被害国が代わりに引き受けると言うのだから、ひとこと言って「通り過ぎる牛にも笑われる」状況だ。

大韓民国の最高裁判所である大法院が戦犯企業(三菱等、日本の被告企業)に對して賠償命令を下したにも関わらず、該当企業は判決から5年経っても鼻であしらっている。強調するが、日本の被告企業は大韓民国裁判所の判決に従って賠償命令を早急に履行すべき対象であり、「誠意をねだったり「呼応」をお願いする対象ではない。韓国政府がこのように一般常識から逸脱した土下座外交を広げると、日本政府はもう一段そっくり返って、この際にと求償権の放棄覚書まで要求しているとんでもない状況である。すなわち追って、被告の日本企業に賠償金返還を要求しないことを保障せよというのだ。開いた口が塞がらない。債務者が債権者に債権放棄覚書を要求しているのである。どうして大韓民国の外



スペイン・ビルバオ大会(2018年)

近労協・大阪労働学校 共催 GSEF(グローバル社会的経済協議体) 2023年アフリカ・ダカール大会に向けた 3・11関西プレフォーラム 開催

連帯と協同に基づく世界を目指して

ロシアのウクライナへの軍事侵攻により、対立と分断が戦争という形で進行する中、2023年5月1日から6日にかけてGSEFの国際大会が西アフリカ、セネガルの首都ダカールで開かれます。GSEFとは 連帯と協同、個人の尊厳の尊重、自立への希求を標榜する「社会的連帯経済」を実現・実践するための国際的な協議体です。利益優先と競争の新自由主義が格差・差別、環境破壊、そしてついには戦争をもたらしている今日の社会。これに對し世界中からそれとは別の社会・経済を目指す実践団体や市民が集まり 交流・協議する大会がダカール大会です。日本からも代表団と3団体が参加します。その成功を期して、関西で、東京からゲストを迎えて関西フォーラムを開催します。ぜひ、ご参加ください。

日時 3月11日(土) 13:00~
会場 協同会館アソシエ(大阪市東淀川区淡路3-6-31)
主催 近畿労働者協同組合／大阪労働学校・アソシエ
資料代 500円

■連絡先■

3・11関西フォーラム事務局
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2階
TEL 06-6323-7707

尹錫悦政府は自国の被害者の名誉回復と人権保護のために働く政府なのか？加害国日本のために働く政府なのか？民族の自尊心を踏みつけ、被害者を辱めるのは勿論のこと、世界的な嘲笑まで買う亡国外交、物乞い外交を今すぐ中断せよ！

地域アソシエーションの芽(47)

京都大学名誉教授
国際経済労働研究所所長

本 山 美 彦

株価資本主義を克服する途(17)

従業員による借金しての自社株

購入制度の発行(1956年)

社員に自社を買ってもらうとしたが、融資してくれる銀行が見つからなかった。一旦は頓挫していた初の従業員所有会社の試みも、従業員持ち株制度の発見で陽の目を見ることになった。

新聞社が総額25万ドルの信託を通じる利益分配計画を持っていたことが、社主の希望を叶える糸口になった。相談を受けた翌年の1956年に、それまでであった「株式ボーナス計画」を変更する「内国歳入庁」の通達が出された。このことをケルソは機敏に捕らえたのである。株式ボーナス計画とは、文字通り企業が従業員にボーナスとして自社株を譲渡するものであった。1956年以前は、自社株を購入するために資金を借りるという行為は禁止されていた。1956年になって、その禁止が解かれ、従業員は外部の銀行

から借り入れて勤務先の新聞社の株式を購入することが可能になった。

ケルソは、この新聞社が従業員への利益分配として積み立てている25万ドルが、従業員による株式買収のための借金の頭金にできると判断し、再度銀行と交渉した。25万ドルを管理していた会社の信託に銀行が融資し、その融資額で信託が、社主から株式を購入するというものである。事実、そうになった。ここに、株式の100%従業員所有が実現したのである。これが、事実上の従業員持株制度(ESO)第1号となった。

1958年、ケルソは、カリフォルニア州中央渓谷にある窒素肥料製造会社「パレー・ニトロゲン・プロデューサーズ」を買収しようとしていた地元農民の手助けをした。農民はその会社の主要な顧客であった。ケルソはこの買収を

スガ非難した資本主義の欠陥を克服する処方箋は無階級社会の実現にあるとして、労働者を資本家に仕立て上げる必要性を訴えた。これはケルソの処女作であるが、フランス、スペイン、ギリシャ、日本で翻訳された。1961年、同じ共著者と「新しい資本家」を出版した。これは、前著に、金融に関する主張を加えたものである。1968年には、妻との共著『2つの要素理論』を発表した。この本の最初のタイトルは「借入金

によつて8千万人の労働者を資本家にする方法」であった。

1972年、ブルトリコの知事、ルイス・フエレが、「ブルトリコの進歩のための所有を促す基金」を導入した。これは、ケルソが提唱していた「株式所有基金連合」(GSOP)の初めての実現である。GSOPは、個々の企業努力を中央政府、地方自治体、法的な後押しをして国民全体の株式所有を増加させることを目標にしている。

法制化されたESOPの実現

そして、1974年、ESOは天飛躍の年を迎える。この年、「従業員持ち株計画」(ESOP)が、連邦政府の認知と法的な整備を経て、国家的事業にまで昇格させられた。「上院金融委員会委員長」のラッセル・ロングが、紆余曲折を経てケルソの説得に応じたのである。

当時、ESOPの法的認知を受けるために大統領府と掛け合っていたケルソの協力者、ノーマン・カーランドが、ESOPの認知をめぐる秘話を紹介している。1970年代初め、ケルソとカーランドは、ESOP法案を作つてもらうべく大統領府を説得する方策をいろいろと模索していた。その模索か

によつて8千万人の労働者を資本家にする方法」であった。



ヒュー・ロング

1972年2月28日、上院の「海事問題委員会」に訴え、HMU委員長のジョー・カランが証言台に立った。その証言の中で、カーンは、会社側がESOPを採用するならば、賃金カットに際しても良いと発言した。海事問題委員会のその時の委員長は、ラッセル・ロング。彼は、ルイジアナ州選出で共和党の超大物上院議員であった。ロングは法律で決められた上院議員資格最下限年齢の30歳になった時に、上院議員に当選した経歴の持ち主である。しかし、ロングは、HMUの考え方が「すべての人民を王にする」というスローガンを唱えた自分の父の夢と同じで、実現不可能であると蹴した。

ロングの父のヒュー・ロングは、カリスマ的なポピュリストで、ルイジアナ州選出の上院議員であった。ヒュー・ロングは、セールズマンから身を起し、ルイジアナ州知事、連邦上院議員になり、フランクリン・ルーズベルトの強敵としてワシントンで活躍した。つねに明確な攻撃目標を設定して、卑語、猥語などを含めた庶民的口調で民衆を煽動していた。ルイジアナでは、電信電話会社を攻撃、電話料金の払戻しに成功している。ルーズベルトに対しては、ニューディールが手ぬるいと攻撃していた。

自叙伝のタイトルになった「すべての人民を王にする」をスローガンにした「富の分配計画」により、個人資産は50万ドル以下を原則とし、それを超える資産については、できる限り民衆に分散させようとする運動を展開した。

ルイジアナ州知事時代は、道路・病院建設で実績を挙げ、教科書の貧民への無償配布によつて人気を博した。上院議員になつてからは、ルーズベルトの対抗馬として有力な大統領候補であった。キング・フィッシュというニック・ネームを州民から得ていた。しかし、1935年9月8日、バートン・ルージュにあるルイジアナ州議事堂前で医師により射殺された。41歳であった。

ケルソに相談し、ケルソから鼓舞されたHMUは、

提言

・投稿歓迎

・権力と税の私物化 もうやめろ

(ルパン反省)

兵器買収

(レゲエの鬼太郎)

差別発言の秘書官更迭であまり話題にならなかったが、もう一人の秘書官問題はまだ解決していません。現在の感染者数と犠牲者数は最初の緊急事態宣言時を上回っています。国外からの脅威より、国内の脅威を何とかして

社会資本政策研究会

〒533-0032 大阪市東淀川区淡路三ー六ー三一
電話 (〇六) 四八六二ー四〇二二
FAX (〇六) 四八六二ー四〇二三

サンセイ生コンクリート株式会社

代表取締役 稲村 義昭

〒651-1412 兵庫県西宮市山崎町下山口六五一一
電話 (〇七八) 九〇四一三六九一
FAX (〇七八) 九〇四一三〇七

関連団体を支援する会 KU

関西生コン関連
経営者会

吉野建設株式会社

第14期沖縄意見広告運動 普天間即時閉鎖、辺野古やめろ、海兵隊いらない

沖縄意見広告運動は沖縄での基地反対運動の先頭に立つてきた元参議院議員の山内徳信氏ら7人が発起人となり、2010年に運動を開始。市民から寄せられた基金をもとに、『沖縄タイムス』と『琉球新報』の沖縄2紙と、全国紙に全面広告掲載を毎年行なっている。第14期を迎えた今年も、6月に全国紙など3紙への掲載を目指し活動を行なっている。

「平和国家」から「戦争国家」への 転換を許してはなりません

参議院議員 伊波洋一

私たちは辺野古埋立
の再開、許さない

私たちは「普天間基地の即時閉鎖！辺野古新基地建設は断念を！米海兵隊は撤退を！」を大きく掲げて取り組んでま

いりました。辺野古新基地建設は大浦湾海底で断層が見つかり、新基地建設工事は困難です。2021年11月25日に玉城

不承認にして大浦湾側の埋立て工事は停止されています。しかし、政府は工事を強行しようと建設利権ともいべき辺野古側への土砂搬入を続けています。決して埋立ての再開を許してはなりません。

私たちは「普天間基地の即時閉鎖！辺野古新基地建設は断念を！米海兵隊は撤退を！」を大きく掲げて取り組んでま

いりました。辺野古新基地建設は大浦湾海底で断層が見つかり、新基地建設工事は困難です。2021年11月25日に玉城

不承認にして大浦湾側の埋立て工事は停止されています。しかし、政府は工事を強行しようと建設利権ともいべき辺野古側への土砂搬入を続けています。決して埋立ての再開を許してはなりません。

安倍政権によって出
来上がった日本の対
中国戦争に参戦する
仕組み

安倍政権が開始した

南西諸島への自衛隊ミサイル基地建設は、今年3月に当初計画の奄美大島

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本

「解釈改憲」の閣議決定を行ない、2015年に「安保関連法案 戦争法案」を提出し、同年7月16日に衆院本会議で強行可決し、9月19日に参院本



昨年5月15日付の「朝日新聞」に掲載された意見広告

が2年以上前から沖縄や全国各地の演習場で繰り返されてきました。

岸田政権の防衛3文

書改訂「敵基地攻撃

ミサイル配備

米戦略に沿った「敵

への「宣戦布告」の

予告、日本が標的に



の感染拡大の影響で、2020年は無観客での開催となつて以降、2021年は東京(両国国技館)での開催、2022年は観客数を25000人に制限して開催された。今回は収容定員の7400人に近い7200人を受け入れて、4年ぶりにほぼ通常の開催となる。

大阪場所での尾上部屋力士士の活躍を祈るとともに、今後とも皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

めには相撲道に専念できる部屋作りが欠かせない。その部屋運営の苦勞を少しでも軽減したいとの一心から、関西在住の尾上会会員ならびに有志が集まり、2008年7月に尾上部屋関西後援会は設立され、組合総研も参加協力している。



小学生相撲教室(2014年)

がんばれ尾上部屋 3/12からほぼ通常通りの大阪場所

3月12日(日)からエディオンアリーナ(大阪府立体育会館・大阪市浪速区)で大相撲大阪場所が開催される。

大阪で行なわれる春場所は、コロナウィルス

の感染拡大の影響で、2020年は無観客での開催となつて以降、2021年は東京(両国国技館)での開催、2022年は観客数を25000人に制限して開催された。今回は収容定員の7400人に近い7200人を受け入れて、4年ぶりにほぼ通常の開催となる。

大阪場所での尾上部屋力士士の活躍を祈るとともに、今後とも皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

めには相撲道に専念できる部屋作りが欠かせない。その部屋運営の苦勞を少しでも軽減したいとの一心から、関西在住の尾上会会員ならびに有志が集まり、2008年7月に尾上部屋関西後援会は設立され、組合総研も参加協力している。

めには相撲道に専念できる部屋作りが欠かせない。その部屋運営の苦勞を少しでも軽減したいとの一心から、関西在住の尾上会会員ならびに有志が集まり、2008年7月に尾上部屋関西後援会は設立され、組合総研も参加協力している。

めには相撲道に専念できる部屋作りが欠かせない。その部屋運営の苦勞を少しでも軽減したいとの一心から、関西在住の尾上会会員ならびに有志が集まり、2008年7月に尾上部屋関西後援会は設立され、組合総研も参加協力している。

日中平和友好条約 を踏まえ「平和主義」 を守りぬこう！

今日、日中貿易は我が

国の総貿易総量の26.5

%を占め、アメリカの14

%に較べても、我が国の経

済活動においても中国は

最重要国であり、1978

に締結した日中平和友好条約においても「すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴え

めには相撲道に専念できる部屋作りが欠かせない。その部屋運営の苦勞を少しでも軽減したいとの一心から、関西在住の尾上会会員ならびに有志が集まり、2008年7月に尾上部屋関西後援会は設立され、組合総研も参加協力している。

■沖縄意見広告への賛同をお願いします。
賛同金 個人 1口1,000円(できれば2口以上)
団体 1口5,000円(できれば2口以上)
振替口座(郵便振替) 00100-9-265224
振込口座(銀行から) ゆうちょ銀行
支店名:〇一九 当座 0265224
賛同締切 2023年5月末日

■連絡先
沖縄意見広告運動(第14期)
〒165-0026
東京都中野区新井2-7-12 エントピア中野25号
Tel. 03-6382-6537 Fax. 03-3389-8573